

第二十六号議案

江戸川区理容師法施行条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区理容師法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第二条 法第九条第三号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用すること。

二 顔面作業の際は、マスクを使用すること。

三 身体は、常に清潔に保つこと。

四 首巻き及び枕当てに紙製品を用いる場合は、客一人ごとに廃棄すること。

五 客用の被布は、白色その他汚れの目立ちやすい色の清潔な布片を使用すること。

六 消毒済の器具は消毒済物品容器に、未消毒の器具は未消毒物品容器に収めておくこと。

七 毛をそる際に用いる容器その他客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つこと。

八 洗髪器は、常に清潔に保つこと。

九 消毒薬は、随時取り替え、常に清潔に保つこと。

(理容所について講ずべき措置)

第三条 法第十二条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 理容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。
- 二 一作業室に置くことができる理容椅子の数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は三台までとし、三台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに理容椅子一台を増すごとに四・九平方メートルを加えた面積以上とすること。

- 三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。

五 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。

（理容所以外の場所で業を行うことができる場合）

第四条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合
- 二 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合

（社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例）

第五条 江戸川区規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する理容所に來ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合は、同条第一号及び第二号に規定する措置に代え

て、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）等の改正に伴い、理容師が講ずべき衛生上必要な措置等を定める必要があるもので、本案を提出いたします。